論文審査の要旨 (Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士(法学)	氏名	>去111 >/云 → b/7	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	(Author)	浦川 源二郎	

論 文 題 目 (Title)

不法移民と時間の関係の法的検討

論文審査担当者	(Dissertation Committee)			
主 査	(Committee chair)	准教授	井上 嘉仁	印
審査委員	(Committee member)	教 授	横藤田 誠	印
審査委員	(Committee member)	教 授	西谷 元	印
審査委員	(Committee member)	教 授	折橋 洋介	印
審査委員	(Committee member)	講師	菊池 亨輔	印

〔論文審査の要旨〕(Summary of Dissertation Review)

本論文は、非正規滞在者への退去強制にかかわる考慮要素として、滞在が"長期間にわたる"ことを積極に考慮するか、消極に考慮するかで、裁判所の判断が区々である点に着目する。そのうえで本論文は、その理由を、時間の経過が人格・行為主体あるいは国家の責務へ及ぼす効果についての法的検討の欠缺にあると同定する。この欠缺を埋めるべく、道徳哲学、政治哲学および法哲学の諸学説を参照し、独自の憲法哲学を抽出し、裁判所が参照可能な裁量統制の枠組みを提示しようとする。そのさい、従来の憲法学が、人権論からアプローチしようとしていたのに対し、本論文は憲法哲学から導かれる国家の責務から論証しようとする点に独自性がある。

第1章では、アメリカにおいては絶対的権限の法理、わが国においてはマクリーン事件の枠組みから、退去強制における国家の裁量は広いとされていることを確認する。しかしながら、わが国の下級審裁判例において、退去強制を認める事例と認めない事例が混在しており、在留特別許可にかかる行政裁量の司法的統制の文脈において、裁判所が参照するべき有意な基準がないという問題を確認している。

第2章では、ニュージーランドの先住民を抑圧し土地を収奪したうえになりたつ現在の国家の正当 化についてのウォルドロンら議論を参照する。次いでそれを移民法に応用するがボズニアックをみ る。そこから本論文は、行為主体の負っていた当初の責任を、時間の経過と事情の変化によって、現 在の行為主体に負担させることが妥当でなくなることがあることを示唆する。

第3章では、人格・責任・許しの観点から、不正が不正でなくなるための理論を分析する。ここでは、パーフィットの人格論を批判的に検討している。そしてシューメーカーにならい、責任の負担は人格の同一性によるのではなく、意志により同定される行為主体にあるとする。行為主体に対する責任が許されるためには、現在の行為主体の意志が過去の行為主体とは異なることを示さなければならないと説く。

第4章では、国家権限を統制する憲法理論を構築するべく、国家と国民の関係についての政治哲学の知見を参照している。多数の理論家の見解を検討しているが、本論文は、特にグッディンの割当責任論に依拠し、責任割当の基準として国民をとらえようとする。そしてここでの国民は、配慮の範囲としての受動的国民であるとする。

第5章では、時間の経過により、あたかも所有権の時効取得のように、市民権を取得できるのではないかとする議論を批判している。本論文はかかる立場に立たないことを示している。

第6章では、結論として、時間経過のもたらす、人格あるいは行為主体の負う責任およびその緩和 の程度、国家の引き受けるべき責任、憲法上の国民の政治的責務等の観点から、在留特別許可におけ る考慮要素の重み付けを、十分に説明する憲法上の義務が国家にあることを論じている。

本論文は、わが国の行政法理論および憲法理論の不十分さを指摘しているが、マクリーン事件後に 蓄積された先行研究および実務についての検討がやや不足している。また道徳哲学・政治哲学の検討 事項が多岐にわたり、本論文の本旨を曖昧にしているうらみがある。かような改善点はあるものの、 裁判例や実務において、判断が区々となっている考慮要素(滞在期間の長さ、人格あるいは責任)に 対する評価の基準を、哲学的分析に遡って示そうとする構想には独自性があり、優れた点が認められる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(法学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。